

## ロックの固有権論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2018-03-01 キーワード: 作成者: 下條, 慎一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/710">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/710</a>

# ロックスの固有権論

はじめに

- 一 王権神授説の否定
- 二 自然状態
- 三 戦争状態
- 四 隷属状態
- 五 所有権
- 六 父親の権力
- 七 政治社会
- 八 政治社会の起源
- 九 政治社会と統治の目的
- 一〇 コモンウェルスの諸形態

下  
條  
慎  
一

- 一一 立法権力の範囲
  - 一二 立法権力・執行権力・連合権力
  - 一三 諸権力の従属関係
  - 一四 国王大権
  - 一五 父親の権力・政治権力・専制権力
  - 一六 征服
  - 一七 篡奪
  - 一八 暴政
  - 一九 統治の解体
- おわりに

## はじめに

イギリス国王ジェイムズ一世（在位一六〇三―一六二五年）は王権神授説をとまえ、国会を無視した新税のとりたてなどによって国民の批判をまねいた。ジェイムズ一世の子チャールズ一世（在位一六二五―一六四九年）は、一六二八年に国会が国王の専制政治を批判して「権利の請願」を可決した翌年、国会を解散した。一六四〇年にチャールズ一世は国会を再開したけれども対立し、イギリス革命を招来した。一六四二年には王党派と議会派のあいだで内戦が勃発した。後者の中心となったのはイギリス国教会の改革をめざしたピューリ

タンであった。かれらはジャン・カルヴァンの宗教改革のながれをくんで、信仰上の個人主義や禁欲的な道徳観を有していた。一六四九年、オリヴァー・クロムウェルは議会議派を勝利にみちびき、チャールズ一世を処刑して、共和政を樹立した。クロムウェルはきびしいピューリタニズムをおしつけたため、国民が反発し、かれの死後にチャールズ一世の子がチャールズ二世（在位一六六〇—一六八五年）として即位した（王政復古）。チャールズ二世は専制的な姿勢をとって国会と対立し、国会には国王の権威を重視するトーリ党と、国会の権利を強調するホイッグ党が誕生した。チャールズ二世の弟ジェームズ二世（在位一六八五—一六八八年）が絶対王政を復活させようとしたため、一六八八年にトーリ党とホイッグ党はオランダにいたジェームズ二世の長女夫妻を招請し、ジェームズ二世は亡命した。一六八九年にジェームズ二世の長女夫妻は国会のまとめた「権利の宣言」をうけいれて、ウィリアム三世・メアリー二世として王位についた（名誉革命）。「権利の宣言」は「権利の章典」として制定され、国会主権にもとづく立憲王政が確立した。

ジョン・ロックは一六三二年、イギリスでピューリタンの家庭にうまれた。一六六七年に政治家アントニオ・シユリック・パ（シャフツベリ伯爵）の秘書となる。ホイッグ党の中心人物であったシャフツベリが亡命先のオランダで客死した一六八三年、ロックも同国に亡命する。一六八九年に帰国して『人間知性論』『統治二論』を公刊し、一七〇四年に死去した。『人間知性論』は心を「文字がまったくない白紙」にたとえて、人間の生得観念を否定した。<sup>(1)</sup>『統治二論』前篇は「ロバート・フィルマとその追隨者のあやまった原理・論拠を摘発・打倒」し、後篇は「政治的統治の眞の起源・範囲・目的」を究明している。<sup>(2)</sup> 本稿は主として後者に焦点をあてて、かれの固有権論を中心とする政治思想について考察するものである。

## 一 王権神授説の否定

フィルマの名著『家父長制君主論』はかれの死後、一六八〇年に王党派が出版したものであり「不自然な人民の自由」に対抗して「自然な国王の権力」を弁護している。<sup>(3)</sup> フィルマによれば「天地創造」によってアダムが全世界にたいしてもつた支配、それを「権利によってアダムから継承した家父長」の支配は「君主のもつとも絶対的な統治権」と同一の範囲をもつものであった。<sup>(4)</sup>

しかし、ロックによれば、アダムは「世界にたいする統治権」をもっていなかった。<sup>(5)</sup> また、たとえアダムがもっていたとしても、かれの継承者ももっていなかった。さらに、アダムの継承者ももっていたとしても、だれが正当な後継者であるかを決定することはできなかった。

ロックにとって政治権力とは「固有権 (Property)」の調整・維持のために死刑それ以下のあらゆる刑罰をとまなう法をつくる権利であり、その法を執行して外国の侵略からコモンウェルスを防衛するために共同体の力を使用する権利であり、しかもそれを公共善のためだけにおこなう権利であった。<sup>(6)</sup> ロックのいう「固有権」とは「個人を個人たらしむる基本権」であり「今日的用語でいえば、憲法の基本権」に相当する。<sup>(7)</sup>

## 二 自然状態

ロックにとって自然状態とは、各人がみずからの適当とおもうままに自分の所有物や身体を処理することができる「完全に自由な状態」であると同時に「平等な状態」であった。<sup>(8)</sup> それは「自由の状態」であるけれども

「放縦の状態」ではない。<sup>(9)</sup> 自然状態を支配する自然法たる理性は、すべての人間が平等で独立しているのだから、何人も他者の生命・健康・自由あるいは所有物を侵害すべきでない<sup>(10)</sup>と命じていた。

すべての人間は自然法の侵犯者を処罰する権利をもち、自然法の執行者となる。<sup>(11)</sup> かれらは自分自身の同意によって、ある政治社会の成員になるまで自然状態のうちにある。<sup>(12)</sup>

### 三 戦争状態

戦争状態とは「敵意と破壊の状態」である。<sup>(13)</sup> 自然状態は、ひとびとが理性にしたがつてともに生活しながら、かれらのあいだをさばく権威をそなえた共通の上位者を地上にもたない状態を意味するの<sup>(14)</sup>にたいして、戦争状態は、実力行使やその公然たる企図が存在しながら、救済をうったえるべき共通の上位者が地上にいない状態をさす。<sup>(14)</sup> 戦争状態を回避することは、ひとびとが社会のなかに身をおいて自然状態をはなれる一つのおおきな理由であつた。<sup>(15)</sup>

### 四 隷属状態

人間の「生来的な自由」とは、ただ自然法だけをみずからの規則とすることである。<sup>(16)</sup> 「社会における人間の自由」とは、同意によってコモンウェルスのなかに樹立された立法権力のみにしたがつることであり、立法府がみずからへの信託にしたがつて制定するもの<sup>(17)</sup>のみに服すことである。「統治のもとにおける人間の自由」とは、

その社会におけるすべての人間に共通の、そこにおいて樹立された立法権力が制定した恒常的な規則にしたがっていきることであり、その規則がなにもさだめていないばあい、あらゆることさらににおいて自分自身の意志にしたがい、他者の恣意的な意志に従属しないことである。<sup>(17)</sup>

人間の生命にたいする権力を有するのは神のみなので、人間は契約あるいは自分自身の同意によって自分を他者の奴隷にすることができなかつた。<sup>(18)</sup> また、他者がかれの生命をうばいような絶対的・恣意的な権力に身をゆだねることもできなかつた。

## 五 所有権

ひとびとはどのようなようにして、神が人類に共有物としてあたえたもののある部分に「所有権 (property)」をもつようになったのか。<sup>(19)</sup> ロックは、ひとが自然からとりだすものに自分の「労働」を混合したことによって、それをかれ自身の「所有物」とするとかんがえた。<sup>(20)</sup> もっとも、だれでも自分が欲するだけのものを独占してよいわけではなかつた。<sup>(21)</sup> ひととはだれでも、腐敗するまえに利用しうるかぎりのものについて所有権をもつ。腐敗させたり破壊したりするために神が人間にむけて創造したものはない。土地の所有権も同様であり、ひとが耕作して、その産物を利用しうるだけの土地が、かれの所有物であつた。<sup>(22)</sup> 神が世界をあたえたのは「勤勉にして理性的な人間」の利用に供するためであつた。<sup>(23)</sup> その後、人間は「貨幣」という、くさらせることなしに保存して生活必需品と交換するものを使用しはじめたことによって、所有物を拡大していった。<sup>(24)</sup>

今日では、こうした人間観にたいして「文明」諸国による「未開」世界の包摂と従属を理論化・正当化する

ものであるという批判がなされている<sup>(25)</sup>。もつともロック自身はアジアをふくむ「帝国」のイデオロギーに「自由主義」を奉仕させることを意図していたわけではない<sup>(26)</sup>。両者の「共謀」をゆるさず「ポストコロニアルな自由主義」を創出することが重要な課題となる<sup>(27)</sup>。

## 六 父親の権力

父親の権力は子どもの未成年期をこえておよぶものではない<sup>(28)</sup>。子どもは両親に「尊敬」「敬意」「恭順」をささげなければならぬけれども、その義務が父親に息子の固有権や行動にたいする統治権をもたせることはい<sup>(29)</sup>。

## 七 政治社会

ロックは家父長権力を政治権力と区別したけれども、夫と妻がその意志を異にするばあい「最後の決定権すなわち支配権」が「より有能にして、よりつよい男性の手に帰することは自然である」とのべている<sup>(30)</sup>。これは現代フェミニズムの観点から、家族の統治における絶対主義を正当化するものとして批判されている<sup>(31)</sup>。

人間は自分の「固有権すなわち生命・自由・資産」を他者の侵害や攻撃からまもるためだけでなく、他者が自然法をおかしたとき、これをさばいて罰をくわえ、死刑にさえ処するため、生来的に権力を付与されている<sup>(32)</sup>。しかし、政治社会では、成員のすべてがその自然の権力を放棄して、共同体の手にゆだねる<sup>(32)</sup>。すなわち

個々の成員の私的なさばきを排除して、すべての当事者にとって公平・同一である一定の恒常的な規則によって、共同体が審判者となる。政治社会のうちにあるひとびとは、結合して一つの団体をなし、かれらのあいだのあらゆる裁定制、犯罪者を処罰する権威をそなえた共通の確固とした法と裁判所にうったえることができ、自然状態のうちにあるひとびとは、共通のうったえる場を地上にもたない。ほかに審判者がいないから、みずから裁判官・執行官となる。

コモンウェルスが「立法権力」(その成員にどのような刑罰をくわえるべきかを決定する権力)と「戦争と平和の権力」(その成員でないものの侵害を罰する権力)をもつのは、その社会の成員の固有権の保全のためである。<sup>(33)</sup>したがって、絶対王政は政治社会と相いれないものであった。<sup>(34)</sup>政治社会の目的は、すべてのひとが自分の係争事件の裁判官となることから生じる自然状態の不都合性を回避・矯正することにある。絶対君主とその被治者の関係はまさに自然状態といえよう。

## 八 政治社会の起源

「政治社会の拘束のもとに身をおく」唯一の方法は「他者と合意して、自分の固有権と、共同体に属さないひとにたいするよりおおきな保障とを安全に享受することを通じて、たがいに快適・安全・平和な生活をおくために、一つの共同体に加入し結合すること」であった。<sup>(35)</sup>ひとびとが一つの共同体あるいは統治体をつくることに合意したばあい、多数派が決定し、それ以外のひとびとを拘束する権利をもつ。<sup>(36)</sup>共同体の一体的な行動は、多数派の意志と決定によってのみ可能だからである。<sup>(37)</sup>ロックは「すべての人間がなんらかの統治のもとに

うまれるのだから、いかなる人間もけっして自由ではありえず、自由に結合してあらたな統治体をはじめることとできないし、合法的な統治体を樹立することもけっしてできない」という見解を否定した。<sup>(38)</sup> すべての人間は生来的に自由であって、自分自身の同意のみが、ひとを地上の権力に服従させうる。<sup>(39)</sup> それには、社会にはいろうという各人の「明示的な同意」と、ある統治体の領土のなんらかの部分を所有・享有するというかたちでの「黙示的な同意」がある。永代的な土地の所有だけでなく、わずか一週間の滞在や公道を自由に旅することもそれにふくまれる。<sup>(40)</sup>

## 九 政治社会と統治の目的

ひとがコモンウェルスへと結合して、みずからを統治のもとにおく主たる目的は「固有権の保全」にあった。<sup>(41)</sup> 自然状態ではそのために必要な「制定された、恒常的な、公知の法」と「衆知の公平な裁判官」と「判決を正当に執行する権力」が欠如していた。<sup>(42)</sup>

### 一〇 コモンウェルスの諸形態

ロックによれば、民主制とは立法権の所在が「多数派」にあるものであり、寡頭制とはそれが「少数のえらばれたひとびと」にあるものであり、君主制とはそれが「ただ一人の人間」にあるものであった。<sup>(43)</sup> 統治の形態は「最高権力」である「立法権力」をどこにおくかによって決定するものであった。

## 一一 立法権力の範圍

立法権力は、国民の生命・財産にたいして絶対的・恣意的なものではない<sup>(44)</sup>。また、一時しのぎの恣意的な法令によつて支配する権力でもない<sup>(45)</sup>。さらに、いかなる人間からも、その人間自身の同意なしに所有物をうばうことができない<sup>(46)</sup>。立法府は立法権力をほかのいかなるものにも移讓することができない<sup>(47)</sup>。

### 一一一 立法権力・執行権力・連合権力

立法権力は共同体とその成員を保全するためにコモンウェルスの力をどのようにもちいるべきかを方向づける権利をもつものである<sup>(48)</sup>。立法権力と執行権力を同時にもつと、みずからがつくつた法に服従すべき義務から自分だけがのがれたり、立法・執行を自身の私的な利益に合致させたりするおそれがある。したがつて、立法権力と執行権力を分離する必要があつた<sup>(49)</sup>。

連合権力はコモンウェルスの外部にあるすべてのひとびとや共同体にたいして戦争と和平、盟約と同盟その他すべての交渉をおこなう権力をふくむものである<sup>(50)</sup>。執行権力と連合権力を分離することは、ほとんど不可能である<sup>(51)</sup>。それはコモンウェルスの無秩序と破滅を惹起するであらう。

### 一三 諸権力の従属関係

立法権力はただ一つの「至高の権力」である。<sup>(52)</sup>もつとも国民は、立法権力があたえられた信託に反して行動しているとかれらがかんがえるばあい、それを移転・変更する最高権力を保持する。<sup>(53)</sup>ただし、その国民の権力は、統治が解体してから発生するものである。統治が存続するあいだは、立法権力が最高の権力であった。<sup>(54)</sup>執行権力・連合権力は、立法権力にたいして補助的・従属的なものである。<sup>(55)</sup>

### 一四 国王大権

国王大権とは法の規定によらず、ときにはそれに反してでも、公共の善のために思慮にもとづいて行動する権力である。<sup>(56)</sup>それは法をつくるひとの人数がおおすぎて行動が緩慢になるため、法の執行に必要とされる迅速な措置をとることができないなどの理由で、執行権力の手にのこされる。

### 一五 父親の権力・政治権力・専制権力

父親の権力とは、子どもの善のためにかれらを支配する権力である。<sup>(57)</sup>それは子どもが理性をもちいるようになるまで持続するけれども、成人に達したあとは服従させることができる。

政治権力とは、だれもが自然状態でもついていた権力を社会の手にひきわたし、社会が設立した統治者に、社

会の成員の善と固有権の保全にもちいるようにという明示的あるいは黙示的な信託を付してひきわたした権力である。<sup>(58)</sup> その目的・基準は、社会の成員の生命・自由・所有物を保全することである。<sup>(59)</sup> その起源は、契約と合意すなわち共同体を形成するひとびとの相互の同意にあった。

専制権力とは、一人の人間がいつでも他者の生命をうばうことのできる絶対的にして恣意的な権力である。<sup>(60)</sup> それは正当にして合法的な戦争によってとらえた捕虜を隷従させるものであり、契約からは生じえないものであった。<sup>(61)</sup>

## 一六 征服

征服者は正当な大義を有するばあい、かれに対抗する戦争に助勢・協力したすべてのひとびとの身体にたいする専制的な権力と、自分がうけた損害・犠牲をそうしたひとびとの労働・資産から補填させる権利をもつ。<sup>(62)</sup> しかし、戦争に同意しなかつたひとびとや捕虜の子どもの身体・所有物にたいする権利をもたない。したがって、征服によって、かれらにたいする統治の合法的な権原をもつことも、自分の子孫につたえることもできなかった。

## 一七 篡奪

篡奪とは、他者が権利をもつものを横どりすることである。<sup>(63)</sup> 篡奪者すなわち共同体の法が規定した以外の方

法によって権力を行使しようとするものは、服従をうける権利をもたない<sup>(64)</sup>。人民が同意をあたえた人物でないからである。

## 一八 暴政

篡奪とは、他者が権利をもつ権力を行使することである<sup>(65)</sup>。暴政とは、権利をこえて権力を行使することであり、ひとびとの善のためではなく、自分自身の私的な単独の利益のために権力を利用することである<sup>(66)</sup>。不正・不法な暴力にたいしては実力をもって抵抗してよいというのがロックの見解であった<sup>(67)</sup>。

## 一九 統治の解体

統治の解体には、コモンウェルスの外部からのものと内部からのものがある。前者は外国勢力の侵攻・征服によって生じる<sup>(68)</sup>。統治がコモンウェルスの内部から解体するのは、第一に立法府が改変されるばあいである<sup>(69)</sup>。それには、以下の事例が該当する。

- ① 君主が、立法府の宣言した社会の意志である法にかえて、自分の恣意的な意志をおくばあい<sup>(70)</sup>。
- ② 立法府がその設立の目的にしたがって適当な時期に集合し自由に活動することを、君主が阻止するばあい<sup>(71)</sup>。
- ③ 君主の恣意的な権力により、人民の同意もなく、人民の共通の利益に反して、選挙人あるいは選挙方法

に変更をくわえるばあい。<sup>(72)</sup>

④ 君主か立法府が人民を外国の勢力にひきわたすばあい。<sup>(73)</sup>

⑤ 「最高の執行権力をもつもの」がその責務をおこたったり放棄したりして、すでにつくられている法を執行しえなくなるばあい。<sup>(74)</sup>

統治が解体すれば、人民はあらたな立法府を設立してよい。<sup>(75)</sup>

統治がコモンウェルスの内部から解体する第二の事例は、立法府か君主が、かれらによせられた「信託」にそむいて行動するばあい、すなわち臣民の固有権を侵害するばあいである。<sup>(76)</sup>

君主か立法府が信託にそむいて行動しているかどうかを、だれが裁決すべきかという問題について、ロックは人民が裁決者であるべきだと解答している。<sup>(77)</sup> 地上に人間間の紛争に裁決をくだすべき裁判官がいなければあいいは、天にいる神が裁決者であった。<sup>(78)</sup> 君主等が人民の裁決を拒否するばあい「天にうったえる」しかない。<sup>(79)</sup> 危害をうけている人間は天にうったえて、それに身をゆだねるのにふさわしいとかがえる時期をみずから判断しなければならなかった。

## おわりに

ロックによれば、人間の「固有権すなわち生命・自由・資産」をまもることが統治の目的であった。その形態は「最高権力」である「立法権力」をどこにおくかによって決定する。「執行権力」「連合権力」は補助的・従属的なものであった。立法府か君主が、かれらによせられた「信託」にそむいて行動し、国民の固有権を

侵害するとき、統治は解体する。このような思想は第二次世界大戦後に制定された日本国憲法に継受される。フィルマの『家父長制君主論』は一七世紀イギリスで否定されたけれども、日本では戦争がおわるまで、それと「きわめて類似した説」が流布していた。<sup>(80)</sup>丸山眞男はロック研究を通じて「国体」から解放された「自由なる主体」を創出しようとしたけれども、それはまだ「道半ば」といえよう。<sup>(82)</sup>グローバル化の進展にともなって、おおくのひとがきびしい生存競争にさらされるようになった結果、普遍的な人権よりも、ナショナルなものを強調する風潮が、日本だけでなく世界的にみられるようになったようにおもう。国境の壁をたかくするのではなくて、それをこえてすべてのひとびとの人権を保障していくことが、めざすべき方向となる。

\* 本稿は、本学通信教育部の二〇一六年度夏期面接授業科目「人間論」で配布した資料の一部に加筆して作成したものである。講義の機会をあたえてくださった先生がたと、講義しやすい環境をととのえてくださった職員のかたがたと、熱心な受講態度によって刺激をあたえてくれた学生諸君に感謝もうしあげる次第である。

(Endnotes)

- (1) Locke, John, *An Essay Concerning Human Understanding*, Peter H. Nidditch ed., *The Clarendon Edition of the Works of John Locke* (Oxford: Clarendon Press, 1975), p. 104. 大槻春彦訳『人間知性論(1)』(岩波書店、一九七二年) 一三三頁。
- (2) Do, (Peter Laslett ed.), *Two Treatises of Government*, 2nd ed. (London: Cambridge University Press, 1967), p. 153. 加藤節訳『完訳統治二論』(岩波書店、二〇一〇年) 一五頁。

- (3) Filmer, Robert. *Patriarcha*. Johann P. Sommerville ed. *Patriarcha and Other Writings* (Cambridge, UK: New York: Cambridge University Press, 1991), p. 1. 伊藤宏之・渡部秀和訳『家父長制君主論(パトリアーカ)』『フィラー著作集』(京都大学学術出版会、二〇一六年) 四頁。
- (4) *Ibid.*, p. 7, 一五頁。
- (5) Locke, J.: *Two Treatises of Government*, bk. II, §1, p. 285. 加藤訳二九二頁。
- (6) *Ibid.*, §3, p. 286, 二九三頁。
- (7) 松下圭一『ロック「市民政府論」を読む』(岩波書店、二〇一四年) 一五六頁。
- (8) Locke, J.: *Two Treatises of Government*, bk. II, §4, p. 287. 加藤訳二九六頁。
- (9) *Ibid.*, §6, p. 288, 二九八頁。
- (10) *Ibid.*, p. 289.
- (11) *Ibid.*, §8, p. 290, 三〇二頁。
- (12) *Ibid.*, §15, p. 296, 三〇九頁。
- (13) *Ibid.*, §16, 三一一頁。
- (14) *Ibid.*, §19, p. 298, 三一五頁。
- (15) *Ibid.*, §21, p. 300, 三二七頁。
- (16) *Ibid.*, §22, p. 301, 三二〇頁。
- (17) *Ibid.*, p. 302, 三二〇—三二二頁。
- (18) *Ibid.*, §23, 三二二頁。
- (19) *Ibid.*, §25, p. 304, 三二五頁。
- (20) *Ibid.*, §27, p. 306, 三二六頁。

- (21) *Ibid.*, §31, p. 308, 三二九頁。
- (22) *Ibid.*, §32, 三三〇—三三一頁。
- (23) *Ibid.*, §34, p. 309, 三三二頁。
- (24) *Ibid.*, §§47, 49, pp. 318-319, 三四八、三五〇頁。
- (25) 三浦永光『ジョン・ロックとアメリカ先住民：自由主義と植民地支配』（御茶の水書房、二〇〇九年）二〇三頁。
- (26) Armitage, David, *Foundations of Modern International Thought* (Cambridge : Cambridge University Press, 2013), p. 130. 平田雅博ほか訳『思想のグローバル・ヒストリー：ホップスから独立宣言まで』（法政大学出版局、二〇一五年）一八五頁。
- (27) *Ibid.*, p. 131, 一八六頁。
- (28) Locke, J., *Two Treatises of Government*, bk. II, §74, p. 334. 加藤訳三七七頁。
- (29) *Ibid.*, §82, p. 339, 三八八頁。
- (30) Okin, Susan Moller, *Women in Western Political Thought* (Princeton, N. J. : Princeton University Press, 2013), p. 200. 田林葉・重森臣広訳『政治思想のなかの女：その西洋的伝統』（見洋書房、二〇一〇年）一五五頁。
- (31) Locke, J., *Two Treatises of Government*, bk. II, §87, pp. 341-342. 加藤訳三九二—三九三頁。
- (32) *Ibid.*, p. 342, 三九三頁。
- (33) *Ibid.*, §88, 三九四頁。
- (34) *Ibid.*, §90, p. 344, 三九六頁。
- (35) *Ibid.*, §95, pp. 348-349, 四〇六頁。
- (36) *Ibid.*, p. 349.
- (37) *Ibid.*, §96, 四〇七頁。

- (38) *Ibid.*, §113, p. 362. 四二七頁。
- (39) *Ibid.*, §119, p. 365. 四三三頁。
- (40) *Ibid.*, p. 366. 四三四頁。
- (41) *Ibid.*, §124, pp. 368-369. 四四二頁。
- (42) *Ibid.*, §§124, 125, 126, p. 369. 四四二—四四三頁。
- (43) *Ibid.*, §132, p. 372. 四四八頁。
- (44) *Ibid.*, §135, p. 375. 四五四頁。
- (45) *Ibid.*, §136, p. 376. 四五六頁。
- (46) *Ibid.*, §138, p. 378. 四六〇頁。
- (47) *Ibid.*, §141, p. 380. 四六四頁。
- (48) *Ibid.*, §143, p. 382. 四六八頁。
- (49) *Ibid.*, §144, p. 383. 四六九頁。
- (50) *Ibid.*, §146. 四七〇頁。
- (51) *Ibid.*, §148, p. 384. 四七一頁。
- (52) *Ibid.*, §149. 四七三頁。
- (53) *Ibid.*, p. 385.
- (54) *Ibid.*, §150. 四七四頁。
- (55) *Ibid.*, §153, p. 387. 四七七—四七八頁。
- (56) *Ibid.*, §160, p. 393. 四八九頁。
- (57) *Ibid.*, §170, p. 399. 四九九頁。

- (58) *Ibid.*, §171. 五〇〇頁。
- (59) *Ibid.*, p. 400. 五〇一頁。
- (60) *Ibid.*, §172. 五〇二頁。
- (61) *Ibid.*, p. 401. 五〇二—五〇三頁。
- (62) *Ibid.*, §196, p. 414. 五二九頁。
- (63) *Ibid.*, §197, p. 415. 五三三頁。
- (64) *Ibid.*, §198, p. 416. 五三四頁。
- (65) *Ibid.*, §199. 五三六頁。
- (66) *Ibid.*, pp. 416-417.
- (67) *Ibid.*, §204, p. 420. 五四一頁。
- (68) *Ibid.*, §211, p. 424. 五五一頁。
- (69) *Ibid.*, §212, p. 425. 五五二頁。
- (70) *Ibid.*, §214, p. 426. 五五四頁。
- (71) *Ibid.*, §215, p. 427. 五五五頁。
- (72) *Ibid.*, §216. 五五六頁。
- (73) *Ibid.*, §217.
- (74) *Ibid.*, §219, pp. 428-429. 五五八頁。
- (75) *Ibid.*, §220, p. 429. 五五八—五五九頁。
- (76) *Ibid.*, §221, p. 430. 五六〇頁。
- (77) *Ibid.*, §240, pp. 444-445. 五八六頁。

- (78) *Ibid.*, §241, p. 445, 五八七頁。
- (79) *Ibid.*, §242, 五八八頁。
- (80) Russell, Bertrand, *History of Western Philosophy and Its Connection with Political and Social Circumstances from the Earliest Times to the Present Day* (London : G. Allen & Unwin, 1946), p. 614. 市井三郎訳『西洋哲学史<sup>2</sup>』(みすず書房、一九七〇年) 六一二頁。
- (81) 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『丸山眞男集第三卷』(岩波書店、一九九五年) 三六頁。
- (82) 中村孝文「丸山眞男におけるジョン・ロック研究の意図と意義：「思想問題」の文脈のなかで「規範創造的な自由観」を考える」『武蔵野法学』第五・六号(二〇一六年) 四頁。